

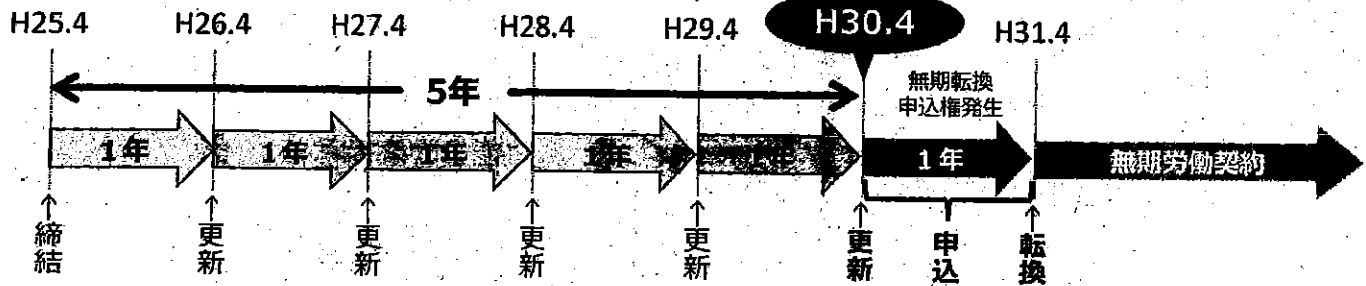
安心して働くための「無期転換ルール」とは

平成30年4月から多くの方に無期転換申込権が発生しています。まずは契約期間の確認を！

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定が必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合がありますので、慎重な対応が必要です。

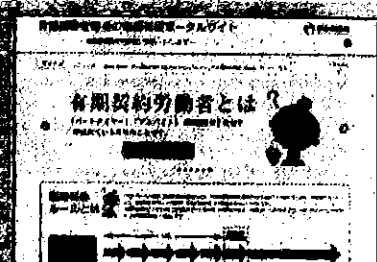
お困りの場合は、熊本労働局雇用環境・均等室（096-352-3865）にご相談ください。
※無期転換ルール緊急相談ダイヤル 0570-069276（月～金 8:30～17:15）もご利用ください。

＜お申し込み＞ 無期転換ルールに関するお問い合わせ

無期転換ルールに関するお問い合わせ先は、労働局のホームページに掲載されています。
相談先：労働局のホームページ（労働局のホームページ）

<http://hro.kumamoto.go.jp/>

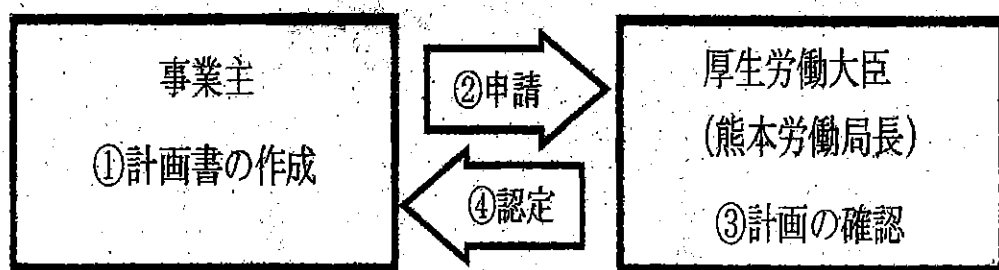
無期転換サイト



Q. 60歳定年後に有期労働契約で継続雇用している労働者を、65歳(通算5年)を超えて契約更新した場合、この労働者は無期転換の申込みができるのでしょうか。

A. 定年後に引き続き雇用している有期契約労働者についても、同様に無期転換ルールは適用となります。ただし、適切な雇用管理に関する計画を作成し都道府県労働局長の認定を受けた場合には、特例として、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しないという制度(「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」における第二種計画認定申請)もあります。この申請は企業(法人)単位となり、申請先は本社を管轄する労働局になります。

《特措法申請の流れ》



高齢者雇用確保措置が講じられているか

- ①65歳以上の定年制
- ②継続雇用制度の導入



適切な雇用管理に関する措置

- ・高齢者雇用推進者の選任
- ・職業訓練の実施
- ・作業施設・方法の改善
- ・健康管理、安全衛生の配慮
- ・職域の拡大
- ・職業能力を評価する仕組み等の整備
- ・賃金体系の見直し
- ・勤務時間制度の弾力化

申請時には措置状況が確認できる資料の添付が必要です。

※雇用管理に関する措置が「高齢者雇用推進者の専任」の場合、推進者が記載された高齢者雇用状況報告書及び就業規則等の定年制部分の写しが添付書類となります。

申請または計画書に関するお問い合わせは

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 雇用環境・均等室 (Tel)096-352-3865 までお願いいたします。

Q. すでに5年を超えて勤めていますが、いつでも無期転換申込権を行使することはできるのでしょうか。

A. 平成25(2013)年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間、いつでも無期転換の申込みをすることができます。また、無期転換の申込みをせずに有期労働契約を更新した場合、新たな有期労働契約の初日から末日までの間、いつでも無期転換の申込みをすることができます。

なお、通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から通算するため、5年を経過する起算点にご注意ください。